

ソフトウェア使用規約

第1条 本規約の適用対象

1. 「文献取得補助ツール Islay105（アイラ・イチマルゴ）」（以下「本ソフトウェア」といいます。）の使用規約（以下「本規約」といいます。）の内容にご承諾いただけない場合は本ソフトウェアの使用登録ができません。申し込み前に必ず本規約をお読みになり、ご承諾ください。
2. 本規約は、株式会社あいほっと（以下「弊社」といいます。）が提供する本ソフトウェアを使用するために、弊社に登録を申し込み、弊社が登録を認めた者（法人、個人を問いません。以下「本ソフトウェア使用者」といいます。）に適用されます。
3. 本ソフトウェアの使用には、弊社にユーザ登録する必要があります。

第2条 本規約の適用範囲

本規約は、本ソフトウェアの使用に関する全ての事項に適用されます。

第3条 使用者登録等

1. 本ソフトウェアについては、弊社ウェブサイトにおける所定の手続きをもって使用許諾の申し込みをしてください。弊社が承諾した時点で、別紙で規定する弊社との本ソフトウェアに関する使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。
2. 弊社は以下の場合に本ソフトウェア使用者登録を承諾しないことがあります。
 - (1) 本ソフトウェア使用申込者が届け出ているEメール等の連絡先に連絡が取れない場合
 - (2) 本ソフトウェア使用申込者が届け出ている情報に虚偽またはこれに類する不正確な内容の記載が含まれていると判明した場合。
 - (3) 弊社の業務の遂行上、または技術上、支障がある場合。
3. 本ソフトウェア使用者登録を承諾しなかった場合、判断の理由は一切本ソフトウェア使用申込者に開示できません。また、本ソフトウェア使用申込者は判断の結果に対して異議を申し立てることはできません。
4. 本契約の成立後速やかに、弊社よりお客様に対し、Eメール等の手段により本ソフトウェアの実行が可能となるライセンスコードを送付します。

第4条 ライセンス検証と通信

1. 本ソフトウェアは、ライセンスの正当性を確認するため、定期的にインターネットを介してライセンスコードの検証をおこないます。ユーザが本ソフトウェアを使用する際、以下の情報が自動的に当社のサーバーに送信されることに同意して頂きます。

- ・ライセンスコード
- ・インストール先PCの識別情報

これらの情報はライセンスの検証目的にのみに使用され、他の目的で使用されることはありません。通信は、アクティベーション時、ディアクティベーション時、およびソフトウェア実行時におこなわれる場合があります。通信はSSL/TLSなどの適切な暗号化方式を使用して安全におこなわれます。

インストール先PCの識別情報は、ハードウェアIDやMACアドレス等に基づいて生成した文字列であり、使用者を特定する情報は含まれません。

2. アクティベーションとディアクティベーション

本ソフトウェアは、ライセンスコードを使用してインストール先のPCでアクティベーションをおこなうことで利用可能になります。ディアクティベーションをおこなうことで、ライセンスコードを別のPCに移すことができます。

ライセンスコードは、同時に1台のPCにのみ有効です。ディアクティベーションおよび再アクティベーションには制限回数が設けられる場合があります。

第5条 使用料金および支払方法

1. 本契約は、月単位の契約となります。契約日の翌日から契約期間を計算します。例えば、契約日が10月14日であれば、10月15日が開始日となり、11月14日が契約終了日となります。契約は、事前に解約の申し出が無い限り、自動継続されます。
2. 本ソフトウェアの使用料金および支払方法は下記のとおりとします。

(1) 使用料金

① 単一ライセンス

単一ライセンスでは、ひとつのライセンスコードが付与されます。ひとつのライセンスコードで、1台のPCで1ユーザが使用できます。

月額：5,000円+消費税

② 事務所ライセンス

事務所ライセンスでは、5つのライセンスコードが付与されます。事務所または法人での契約となります。契約者の組織に属する方であれば使用できます。

月額：20,000円+消費税

6ライセンス以上を希望の場合は、1ライセンス毎に追加できます。

ライセンスコードの追加 1ライセンスコードにつき、5,000円+消費税

※ライセンスコードを追加した場合でも、月額使用料は変わりません。

(2) 支払方法等

契約の翌日を契約の開始日として期日を算出します。

翌月の契約開始日までに翌月分の使用料を支払うものとします。

契約月については、請求書に記載の期日までに使用料を支払うものとします。

振込手数料は本ソフトウェア使用者の負担とします。

いかなる場合でも、弊社はすでに支払われた本ソフトウェアの使用料金の払い戻し義務を負いません。

(3) 解約方法

Eメール等の手段を用いていつでも解約できます。解約により、契約の自動継続が停止されます。解約の連絡は、契約終了日の1週間前までにおこなってください。

(4) 本ソフトウェア使用料金の改定がある場合は、事前にメール等で連絡をした上で、当該改定が有効となる月から、改定された料金に変更するものとします。

3. 長期契約

弊社は長期契約のプランを提案することがあります。長期契約の場合は、使用料金および支払い方法は別途定めます。

第6条 変更の届出

1. 本ソフトウェア使用者は、氏名、住所、メールアドレス、その他弊社への届出内容に変更があった場合、速やかに弊社に対し連絡をするものとします。
2. 前項の連絡がなされなかったことで、使用者への通知の不達等使用者が不利益を被ったとしても、弊社は本ソフトウェア使用者に対し一切責任を負いません。

第7条 個人情報

本ソフトウェアの使用登録にあたり、弊社が取得した本ソフトウェア使用者に関する情報は、弊社の『プライバシーポリシー（個人情報保護方針）』に従って取り扱われます。

第8条 ユーザーサポート

本ソフトウェアに関するお問い合わせは、弊社のウェブサイト内の「お問い合わせ」のページより受け付けます。弊社からの回答に対して再度問い合わせを受ける場合も、同様に「お問い合わせ」のページにお寄せください。

第9条 使用停止

1. 本ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアの使用を終了して、本契約を解約する場合、弊社がウェブサイトにおいて定める所定の方法により使用停止（本契約解約）の手続を行うものとします。
2. 本ソフトウェアについて、契約の途中での解約は、当該契約末日をもって効力を生じるものとします。途中解約は受け付けません。解約手続き後、当該年契約末日までは本ソフトウェアを使用することができます。

3. 弊社は、お客様が別紙で規定する本契約のいずれかの条項に違反したときは、お客様に対し何らの通知・催告を行うことなくライセンスコードを無効化して、本ソフトウェアを使用停止にします。

第10条 ソフトウェアの提供終了

1. 本ソフトウェアは、Microsoft Word のアドインとして機能します。技術的、法的、経済的またはその他の理由により、アドインとしての実装が困難になった場合、またはお客様に対して十分な機能を提供できなくなった場合には、本ソフトウェアの提供を停止することがあります。
2. 提供を停止する場合もしくは停止する可能性がある場合は、事前に当社ウェブページ、書面または電子メールにて通知いたします。

第11条 本規約等の変更

1. 弊社は、自らが必要と判断した場合、本ソフトウェア使用者の了承を得ることなく、随時本規約を追加、変更または削除（以下、これらをまとめて「変更」といいます。）することがあり、本ソフトウェア使用者は、弊社が本規約を随時変更することおよび本ソフトウェア使用条件等が変更後の本規約によることを承諾します。
2. 本規約の変更後の内容の告知は、弊社ウェブサイトに掲載するものとし、当該告知が掲載された時点から変更の効力が生じるものとします。

別紙

ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社あいほっと（以下「弊社」と記載します。）は、お客様（法人または個人のいずれであるかを問いません。ソフトウェア使用規約における「本ソフトウェア使用者」を指します。）に、本使用許諾契約書（以下「本契約書」と記載します。）に基づいて提供する本ソフトウェア「文献取得補助ツール Islay105（アイラ・イチマルゴ）」（以下「本ソフトウェア」と記載します。）をインストール、複製、および使用する権利を下記条項に基づき許諾します。

1. 著作権

(1) 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、弊社に帰属し、本ソフトウェアは著作権法またはその他知的財産権に関する法律並びに国際条約等によって保護されています。

(2) 本ソフトウェアとともに提供される場合がある取扱説明書等の関連資料（以下「関連資料」と記載します）の著作権は、弊社に帰属し、これら関連資料は著作権法またはその他知的財産権に関する法律並びに国際条約等によって保護されています。

(3) オープンソースソフトウェアの利用について

本ソフトウェアには、オープンソースソフトウェア（以下「OSS」といいます）が含まれている場合があります。OSSは、そのライセンス条件に従って使用および提供されます。OSSの著作権は、当該OSSの著作権者に帰属し、OSSに関するライセンス条件は本使用許諾契約とは異なる場合があります。

OSSに関するライセンス条件や著作権情報は、本ソフトウェアに同梱されている「ライセンス情報」ファイル、または当社ウェブサイトを確認することができます。

2. 権利の許諾

(1) お客様は、下記の条件にしたがって本ソフトウェアを使用する、非独占的な権利を本契約に基づき取得します。

・使用可能台数 本契約に基づく1ライセンスあたり1台のコンピュータの1ユーザアカウントのみ

(2) お客様は個人的利用を目的としてのみ、関連資料のコピーを作成できます。ただし、ハードコピーか電子文書かにかかわらず、これらをお客様の組織外に再発行したり再配布したりすることはできません。

3. 制限事項

(1) お客様は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆ア

サンプル、またはソースコードの解析、調査、もしくは閲覧をおこなうことはできません。

- (2) お客様は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。
- (3) お客様は、本ソフトウェアを第三者に使用許諾、貸与またはリースすることはできません。

4. 責任の制限

- (1) 弊社は、お客様が本ソフトウェアの使用によって受けられた損害について、一切責任を負いません。ただし、弊社に帰責事由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 前項または法令により弊社が損害賠償責任を負う場合においても、社会通念上、当該種類の債務不履行、不法行為等から通常発生するものと考えられる損害（いわゆる通常損害）を超える損害については責任を負いません。
- (3) 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、弊社は何らの保証もいたしません。
- (4) 本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、弊社は一切その責任を負いません。

5. 改良等

- (1) 弊社は、お客様に通知することなく、本ソフトウェアの改良、変更等を行うことがあります。
- (2) 弊社が本ソフトウェアの誤り（バグ）を修正した場合には、弊社はお客様に対して、修正されたソフトウェア、修正のためのソフトウェア（以下「修正ソフトウェア」と記載します）、またはこのような修正に関する情報を提供いたします。ただし、修正ソフトウェアまたはこのような修正に関する情報の提供の必要性、提供時期、提供方法等に関しては、すべて弊社の裁量により決定させていただきます。なお、お客様に提供された修正ソフトウェアは本ソフトウェアとみなします。

6. ソフトウェアの提供終了

- (1) 本ソフトウェアは、Microsoft Word のアドインとして機能します。技術的、法的、経済的、またはその他の理由により、アドインとしての実装が困難になった場合、またはお客様に対して十分な機能を提供できなくなった場合には、本ソフトウェアの提供を停止することがあります。
- (2) 提供を停止する場合もしくは停止する可能性がある場合は、事前に当社ウェブページ、書面または電子メールにて通知いたします。

7. 契約の終了

- (1) 弊社は、お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、お客様に対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。
- (2) 前項の場合、弊社は、お客様によって被った損害をお客様に請求することができます。
- (3) 技術的、法的、経済的、またはその他の理由により、本ソフトウェアの提供が困難となった場合、弊社は本契約を終了することができます。この場合、事前に当社ウェブページ、書面または電子メールにて通知いたします。

8. その他

- (1) 本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用され、本契約から生じる紛争については日本国の裁判所の裁判管轄権に服するものとします。
- (2) 本契約については、法令の改正、または弊社の事情によって弊社が変更することがあり、お客様はこれに同意するものとします。